（義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律の一部改正）

第四条　義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

第三条第一項中「掲げる割合」を「定める割合」に改め、同項第一号中「及び中学校」を「、中学校」に改め、「、以下同じ。）」の下に「及び義務教育学校」を加え、同項第二号及び第四号中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

第五条の見出し中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改め、同条第一項中「行なう」を「行う」に、「又は中学校」を「、中学校又は義務教育学校」に改める。

第六条第一項中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

（教育職員免許法の一部改正）

第五条　教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

第三条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　義務教育学校の教員（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭、養護教諭、養護助教諭並びに栄養教諭を除く。）については、第一項の規定にかかわらず、小学校の教員の免許状及び中学校の教員の免許状を有する者でなければならない。

第三条の二第一項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「第一号から第三号まで」を「第一号、第二号及び第四号」に、「及び」を「並びに」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「前二号」を「第二号及び前号」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　義務教育学校における前二号に掲げる事項

第四条第二項中「学校（」の下に「義務教育学校、」を加え、同条第三項中「幼稚園」の下に「、義務教育学校」を加え、同条第四項中「学校（」の下に「義務教育学校、」を加える。

第十六条の五第一項中「第三項」を「第四項」に改め、「小学校」の下に「若しくは義務教育学校の前期課程」を加え、同条第二項中「第三条」を「第三条第一項から第五項まで」に改め、「中学校」の下に「、義務教育学校の後期課程」を加える。

附則第二項中「中学校」の下に「、義務教育学校の後期課程」を加える。

附則第十五項中「小学校」の下に「、義務教育学校の前期課程」を加える。

附則第十七項中「第四項」を「第五項」に改める。

附則に次の一項を加える。

20　小学校の教諭の免許状又は中学校の教諭の免許状を有する者は、当分の間、第三条第一項、第二項及び第四項の規定にかかわらず、それぞれ義務教育学校の前期課程又は後期課程の主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭又は講師となることができる。

別表第三第三欄中「相当する」の下に「義務教育学校の前期課程又は後期課程、」を加える。

別表第五第二欄中「中学校（」の下に「義務教育学校の後期課程、」を加える。

別表第七第三欄中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

別表第八第三欄中「相当する」の下に「義務教育学校の前期課程又は後期課程、」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条並びに附則第三条及び第二十条の規定は、公布の日から施行する。

（義務教育学校の設置のため必要な行為）

第二条　義務教育学校の設置のため必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

（政令への委任）

第三条　前条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（教科書の発行に関する臨時措置法等の一部改正）

第四条　次に掲げる法律の規定中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

一　教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）第二条第一項

二　教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第十二条第一項及び第十三条第二項第一号

三　国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）第二条第二項第七号

四　義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法（昭和二十九年法律第百五十七号）第二条第一項

五　学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第三条第二項及び第十二条第二項

六　女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和三十年法律第百二十五号）第二条第一項

七　地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第四十七条の四第一項

八　学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十四条

九　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第九十五条第二項

十　著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十三条第一項

十一　公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第二条第一項

十二　学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法（昭和四十九年法律第二号）第二条第一項

十三　私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第九条

十四　文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）第四条第七号及び第十一号

十五　原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成十二年法律第百四十八号）別表義務教育施設の項

十六　独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）第三条及び第十八条

十七　国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二十三条

十八　駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号）別表七の項

十九　いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号）第二条第二項

（社会教育法等の一部改正）

第五条　次に掲げる法律の規定中「又は中学校」を「、中学校又は義務教育学校」に改める。

一　社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第四十八条第三項

二　成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十五年法律第七号）別表教育施設の項

三　水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第百十八号）別表第一

四　小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成九年法律第九十号）第四条

（産業教育振興法の一部改正）

第六条　産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「中学校（」の下に「義務教育学校の後期課程、」を加える。

（出入国管理及び難民認定法の一部改正）

第七条　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二の表教育の項中「中学校（」の下に「、義務教育学校」を加える。

別表第一の四の表留学の項中「中学校（」の下に「義務教育学校の後期課程及び」を、「小学校」の下に「義務教育学校の前期課程を含む。）」を加える。